

# こども誰でも 通園制度について

札幌市子ども未来局



SAPPORO

こどもまんなか  
こども家庭庁

## 保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが  
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン  
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン  
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン  
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
  - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
  - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。



## 対象児童

市内約1万人

- ・生後6か月から満2歳
- ・保育所等に在籍していない
- ・保護者の就労を問わない



## 利用時間・料金

- ・月10時間まで
- ・1時間300円(減免有)
- ・施設に直接支払い



## 給付費

令和8年度の単価

- ・児童1人につき1時間(障がい児加算等有)
- ・0歳児:1,700円
- 1歳児:1,400円
- 2歳児:1,400円

利用登録児童数

**565名**

(R7.12.1時点)

制度を利用した人数

**219名**

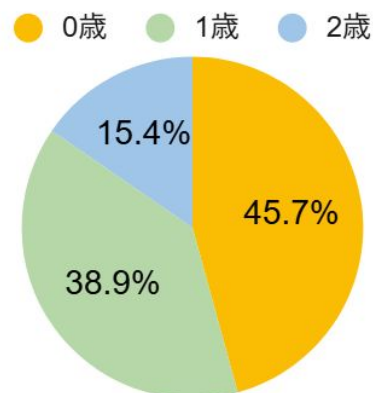
(R7.11までの利用実績)

実施施設数

**31施設**

(R7.11時点)

歳児別利用登録児童の割合

約8割が  
0～1歳

各区分実施施設数(R7時点)

区	実施施設数	区	実施施設数
中央区	4	豊平区	2
北区	4	清田区	3
東区	8	南区	0
白石区	6	西区	2
厚別区	0	手稲区	2

- 札幌市では、制度に3つの主な効果を期待し、**保護者には定期的な利用を推奨**。
- 保護者の評価は総じて高く、定期的な利用により子どもの成長にも良い傾向がみられている。



## 不安・孤立感解消

保護者が育児の悩みを  
保育士等に相談する。  
親同士の繋がりをつくる。

先生たちが笑顔で迎えてくれ、ほんの小さな成長も一緒に喜んでくれ心が助けられました！

保育園での様子を夫婦で話すようになり、家庭で子どもの話をする機会になっています。



## 子どもの育ち応援

同世代の子どもとの関りを  
経験し成長発達に資する  
機会を提供する。

保育園を楽しい場所と覚えたようで、今では次の利用を楽しみにしています。

お友達や先生たちのお喋りのおかげか、言葉が多くなった気がします。



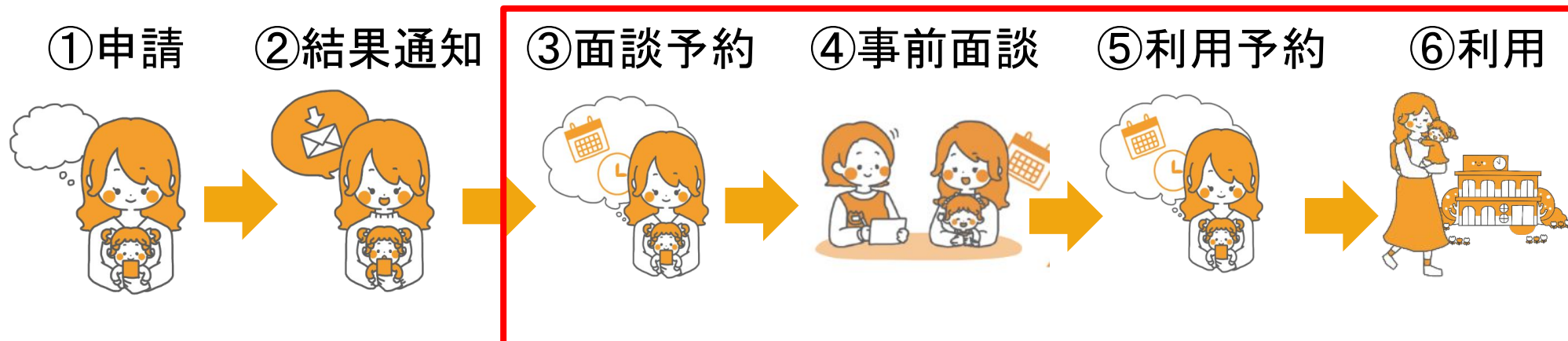
## 育児負担の軽減

子どもを保育施設等に預け  
自分の時間を作ることで  
用事を済ます、気分転換。

利用したことで、親自身の気持ちに余裕ができて、以前より子どもに優しくなれました！

少しの時間でも自分のために時間を使うことの大切さに気がつくことができました。

## 制度利用までの流れ



## システムの活用

こども誰でも通園制度はシステムを活用し、面談、利用の予約をオンラインで行うこと、月0時間の利用状況の管理などができます。以下は施設側で必要な操作になります。

③面談予約	システムで予約の内容を確認し、面談日時を決定する。 面談にあたり必要な書類等があれば案内すること。
④事前面談	初回利用の前に、 面談完了後は、システムで面談完了の登録を行う。
⑤利用予約	システムで予約の内容を確認し、利用日時を決定する。
⑥利用	利用時に保護者が提示するシステムの二次元コードを読み取る

## 実施方法

「一般型のみ」「余裕活用型のみ」「一般型及び余裕活用型の両方(★)」で認可及び確認を受けることが可能

一般型 (在園児合同実施)	専任職員を1名以上配置し、在園児と一緒に過ごすことを基本とする。
一般型 (専用室独立実施)	専任職員を2名以上配置し、在園児とは別に本事業利用児童が専用室で過ごすことを基本とする。
余裕活用型	保育所、認定こども園、地域型保育事業を実施している施設において、当該施設の利用定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同で受け入れる。本体事業(保育所で言う「通常保育」のこと。)の0～2歳児の利用定員に空きがなければ受入れすることができない。

### (★) 「一般型及び余裕活用型の両方」の認可及び確認を受けた際の運用イメージ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
パターン1：余裕活用型から一般型に切替											
年度はじめて本体事業の0～2歳児の利用定員に空きがあるときは余裕活用型で実施					本体事業の0～2歳児の利用定員に空きがなくなったら専任職員を配置したうえで一般型で実施						
パターン2：余裕活用型と一般型を併用											
専任職員を配置したうえで一般型と余裕活用型を並行して実施(本体事業の定員が埋まったら余裕活用型は実施不可) Ex)本体事業の0～2歳児の利用定員の空きが2名の状況で、4名の利用申し込みがあった場合(一般型の利用定員が2名以上) ⇒余裕活用型で2名を受入、一般型で2名を受入											

## 実施にあたり必要な準備

### 1. 事前準備

実施方法の検討	実施方法（一般型、余裕活用型）、受け入れるこどもの年齢や時間枠、食事提供の有無などを検討します。
職員体制の整備	一般型で実施する場合、在園児合同実施は専従保育士を1名（専用室独立実施は専従保育士2名）以上の配置が必要。
必要書類の作成	利用案内、同意書、重要事項説明書、全体的な計画や指導計画の様式などを準備します。
認可確認の手続き	市から事業を実施できるものとして認可を受け、給付の対象主体としての確認を受ける必要がある。

### 2. 面談

こどもの情報の把握	家庭での過ごし方、アレルギー情報、既往歴、健康状態、食事や睡眠の状況、好きな遊びなどを聞き取ります。
重要事項の説明と同意	事業の目的、利用料、キャンセルポリシー、緊急時や災害時の対応、個人情報取り扱いなどを説明し、保護者の同意を得る。

## 3. 利用

登降園時の対応	当日のこどもの様子や送迎者を確認、利用料の徴収。
保育の提供	こどもの発達段階に応じた環境を整え、個々の生活リズムや主体性を尊重した関わりが求められています。
計画と記録	こども1人ひとりの実態に応じた個別計画(指導計画)を作成し、利用時の様子を記録に残します。
保護者へのフィードバック	利用後のこどもの様子を保護者に伝え、子育ての喜びを共有したり相談に応じたりすることで、家庭での育ちを支援します。
請求事務	利用実績に基づき、給付費の請求を行います。

### 事業の実施には

- ・事前協議、認可・確認の申請が必要になります。
- ・事前協議の時期等が決まりましたら改めて案内いたします。